

相続対策 ワンポイント・レッスン ～早割り切符はいかがですか～ その7

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただいています。

第7回目のテーマは、「早割り切符はいかがですか（将来負担する相続税の税率よりも低い贈与税の負担で移転）」について、解説します。

暦年贈与は、長期的な相続税の軽減対策として最適です。一回当たりの相続税の軽減効果は決して大きくはありません。しかし、贈与税は相続税の補完税として相続税より税負担が重くなるような累進税率構造となっていますが、贈与税は1年ごとに課税関係は清算されますので、毎年分割して贈与すれば税負担も軽くなります。また、受贈者課税ですので、贈与者は妻や子だけでなく、孫や子の配偶者などにも贈与をすることにより、多くの財産を受贈者一人当たり小さな金額にして贈与することができ、贈与税の非課税部分を活用したり、又は低い税率で贈与することもできます。

贈与による財産の取得者に対して贈与税を課税することとしているのは、①財産の贈与を受けたことによって受贈者の財産増加をもたらす、担税力が増加する、②生前贈与を行うことにより贈与者の財産額が減少し、相続税の負担を軽減させることができることになって課税の公平が損なわれるので、これを防止するため、財産の減少をもたらす生前贈与に対して贈与税の課税を行う必要があるとしています。

このことから贈与税が相続税の「補完税」といわれるゆえんです。贈与税が個人間の贈与のみを対象としているのも、相続税の補完税としてみれば当然のことであり、そのため、法人からの贈与は原則として所得税が課せられることとされています。また、贈与税の課税対象とされる財産取得による所得については、二重課税を排除する趣旨で、所得税は非課税とされています。

贈与税の基礎控除を活かし毎年110万円以下の贈与を繰り返し実行することは、何十億も資産を所有する者にとっては110万円の非課税枠にこだわって目に見える大きな効果を得ることはできません。相続対策上“やらないよりもまし”という程度のもので、そこで多少の贈与税負担を覚悟して効率的な贈与を実行するようにした方が賢明です。

贈与税は相続税を補完するという性格から、同じ課税価額でも相続税より税負担が大きくなるようになっていますが、将来相続税評価額が高くなると思われるもの（土地、有価証券等）を評価額が低いうちに優先的に贈与するようにします。

(1) 暦年贈与による贈与者の相続税の軽減効果

暦年課税による生前贈与の効果（相続税の軽減）を、以下の設例で検証します。

1. 被相続人 父（令和8年4月死亡）
2. 相続財産 3億円（以下の贈与がなかった場合の価額）
3. 相続人 長男（40歳）・長女（35歳）
4. 生前贈与

（単位：万円）

	令和3年2月贈与		令和4年2月贈与		令和5年2月贈与	
	贈与金額	贈与税	贈与金額	贈与税	贈与金額	贈与税
長男	500	48.5	500	48.5	500	48.5
長女	500	48.5	500	48.5	500	48.5

5. 相続税（法定相続分どおり相続する）

（単位：万円）

	贈与があった場合		贈与がなかった場合	
	長男	長女	長男	長女
相続財産	13,500	13,500	15,000	15,000
納付税額	2,860	2,860	3,460	3,460
贈与税額	145.5	145.5	—	—
合計税額	6,011		6,920	

※ 生前贈与については、令和6年1月1日以前の贈与で、相続開始前3年以内の贈与ではないため、相続財産に加算されません。

(2) 贈与者の配偶者の相続税（第二次相続）の軽減効果

地味な対策ですが、長年に渡る暦年贈与は、贈与者の相続税の負担軽減だけでなく、その贈与者に配偶者がある場合には、第二次相続までの通算相続税の負担軽減に大きな効果を発揮します。

（文責： 山本和義）